

24み監査第116号  
平成25年 3月15日

|                    |        |
|--------------------|--------|
| みよし市長              | 久野知英様  |
| みよし市議会議長           | 伊藤邦洋様  |
| みよし市教育委員会委員長       | 佐堀守秀様  |
| みよし市選挙管理委員会委員長     | 長山家久様  |
| みよし市農業委員会会長        | 小野田勝輝様 |
| みよし市固定資産評価審査委員会委員長 | 野々山 實様 |
| みよし市公平委員会委員長       | 藤本光夫様  |

みよし市監査委員 倉本繁八  
同 近藤義広

定期監査の結果に関する報告について（提出）  
地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行について、次のとおり監査を実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八  
近藤義広

## 第2 監査の種類

定期監査

## 第3 監査の概要

### 1. 部局課等監査

#### (1) 監査の実施期間

平成24年10月10日から平成25年2月25日まで

#### (2) 監査の対象とした部局課等

##### <前期分>

|          |  |
|----------|--|
| 健康福祉部    | 福祉課、高齢福祉課（訪問看護ステーション含む）、子育て支援課、健康推進課           |
| 教育委員会教育部 | 教育行政課（中央図書館、歴史民俗資料館含む）、学校教育課（学校給食センター含む）、スポーツ課 |
| 議会事務局    | 議事課  |
| 監査委員事務局  |  |

##### <後期分>

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 政策推進部   | 企画政策課（秘書室含む）、広報課（情報推進室含む）、財政課     |
| 総務部     | 総務課（契約検査室含む）、管財課、職員課              |
| 市民部     | 市民課（市民情報サービスセンター含む）、保険年金課、税務課、納税課 |
| 協働部     | 協働推進課、防災安全課、生涯学習課                 |
| 環境経済部   | 産業課（農業土木室、緑と花のセンター含む）、環境課、みどりの推進課 |
| 都市建設部   | 土木管理課、都市整備課、都市計画課（建築営繕室含む）        |
| 会計管理者   | 会計課                               |
| 市民病院事務局 | 管理課                               |

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成24年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### (4) 監査の着眼点及び実施方法

監査は、前年度に引き続き全部局課を対象とし、実施期間を前期と後期に分けて実施しました。

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかについて、特に留意して監査を行いました。

監査にあたっては、人事管理事務、財産管理事務、補助金交付事務、工事の執行状況等の重点監査項目及びその他必要と認める項目について関係書類等を照合、確認するとともに、関係職員の説明を聴取し実施しました。

## 2. 工事監査

### (1) 監査の実施日

平成25年1月29日

### (2) 監査の対象とした部課及び工事

総務部総務課 庁舎外構工事

都市建設部都市整備課 街路新設改良工事（3・5・218蜂ヶ池線）

### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

### (4) 監査の着眼点

監査対象の工事に関する事務の執行が関係法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として監査を実施しました。

なお、工事技術の専門的見地から工事の計画、設計、積算、施工、品質及び安全管理等について監査するため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術調査を委託し、技術士の派遣を求めて監査を実施しました。

## 第4 監査の結果

### 1. 部局課等監査

各課等が所管する財務事務の執行及び公営企業の事業の管理は、いずれも概ね適正、適切に執行、管理されていると認められました。

しかし、以下のとおり、その一部において是正、改善を必要とする事項が認められたので、速やかに所要の措置を検討、実施されるよう要望するとともに、再発防止に向けた一層の取組を求めます。

#### (1) 人事管理事務について

##### ① 職員の給与に関する条例第16条3項の規定による時間外勤務手当について

割り振られた1週間の正規の勤務時間（38時間45分）を超える勤務時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の25）の支給において、過請求による過払いがあった。

【議事課】

【スポーツ課】

【産業課】

【防災安全課】

【生涯学習課】

- ② 職員の給与に関する条例第16条第5項の規定による時間外勤務手当について1箇月について60時間を超える時間外勤務の時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の150等）の支給において、過請求による過払いがあった。

【管財課】

- ③ 職員の給与に関する条例第17条第1項の規定による休日勤務手当について休日に勤務した時間を代休とした場合、正規の勤務時間数（7時間45分）を超えて勤務した時間については時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の125）の支給となるが、休日勤務手当（時間当たり給与額の100分の135）として請求され、過払いがあった。

【議事課】

【スポーツ課】

【管財課】

- ④ その他

時間外勤務・休日勤務命令簿から同記録簿への勤務時間数の転記を誤ったため、過請求による過払いがあった。

【産業課】

## (2) 委託業務について

- ① 下請負の承諾について

みよし市業務委託契約約款第3条第3項の規定による、下請負承諾申出に対する承諾通知書が作成されておらず、受託者に通知されていなかった。

・ダムウェーター保守点検業務委託他

【子育て支援課】

・医療ガス設備保守業務委託

【市民病院管理課】

なお、その他にも監査の過程において、以下のとおり、指導、助言等を行いましたので、併せて、事務執行上の参考にされるよう求めます。

- ① 人事管理事務において、前回に引き続き時間外勤務・休日勤務命令簿から同記録簿への勤務時間数の転記誤りや転記漏れ、及び職員の給与に関する条例第16条第3項の規定による時間外勤務手当の請求漏れの事例が、多くの課等で見受けられました。一部の課において発生防止策が講じられていましたが、今後とも再発防止に向けて、一層の取り組みを求めます。
- ② 小規模委託業務・工事において、契約書類における着手日等の記入誤り、押印の漏れ等が見られましたが、昨年よりその件数は減少していましたが、今後とも書類作成時又は受領時の確認を確実にを行うとともに、適正な事務処理及び書類整理に向けて、一層の取り組みを求めます。
- ③ 個人情報等を取り扱うパソコンの保守・点検委託業務について、パソコン等を取り扱う作業員を確認できる名簿等の提出がされていない事例がいくつかありました。近年、経済・社会の情報化の進展に伴い、情報の漏えい、流出などの事故が多発

しています。本市では「みよし市情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティの確保を図っていますが、市民の信頼を守るため、一層の取り組みを求めます。

④ 各行政区と雇用契約に基づいて採用されている事務員が、業務中又は通勤途中に予期せぬ事故にあった場合は労災事故とされますので、労働者災害補償保険法に基づく労災保険の加入が必要かと思われます。行政区は労働保険適用事業者であり、一部の行政区においては、労災保険の加入手続きがされていますが、保険制度の周知等の必要な措置を検討し、対処されるよう望みます。

⑤ 市民病院の各種医療機器の保守点検業務委託において、受託者が提出した下請負承諾申出書中の下請負契約見込額について、不適切な記載がありましたので、適正な事務処理及び書類整理に向けた取り組みを望みます。

今後とも財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理にあたり、関係法令の十分な理解、決裁時における確認の徹底及び関係各課の連携等、適正な事務の処理、執行に取り組まれるよう要望します。

## 2. 工事監査

監査対象工事の計画、設計、積算、契約等の事務の執行及び施工状況等を監査した結果、その事務は概ね適正に執行されており、施工状況についても設計図書等に基づいて良好に施工されていると認められました。

なお、本監査において指摘事項に該当するものは認められませんでした。別添「工事技術調査結果報告書」における指導事項、提案事項の内容に留意、検討され、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図るとともに、経済性、安全性にも配慮しながら適正な施工管理に引き続き努められるよう求めます。

みよし市  
平成24年度  
工事技術調査結果報告書

平成25年2月25日（月）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日 : 平成25年1月29日（火）

場 所 : みよし市役所3階301会議室及び対象工事現場

監査執行者 : 監査委員 倉本 繁 八  
監査委員 近藤 義 広

監査立会者 : 監査委員事務局  
事務局長 都 築 一 浩  
主 幹 伊 藤 武 紀  
主 査 水 野 友 紀

調査対象工事

庁舎外構工事

街路新設改良工事（3・5・218蜂ヶ池線）

## 庁舎外構工事

### 1 工事内容説明者

#### 調査出席者

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 総務部 部長              | 近 藤 嘉 美 |
| 〃 総務課 課長            | 宇佐美 勝 也 |
| 〃 〃 主任主査            | 海 堀 崇   |
| 都市建設部都市計画課建築営繕室 副主幹 | 小 嶋 誠   |

#### 契約検査担当

|                |         |
|----------------|---------|
| 総務部総務課契約検査室 室長 | 原 田 清 明 |
| 〃 副主幹          | 柴 田 浩   |

|     |                  |         |
|-----|------------------|---------|
| 設 計 | NTT ファシリティーズ東海支店 |         |
|     | 設計主任者            | 伊 藤 秀 憲 |

|     |                 |         |
|-----|-----------------|---------|
| 請負者 | 大日本土木株式会社 名古屋支店 |         |
|     | 現場代理人（監理技術者）    | 眞 田 憲 司 |

2 工事場所 : みよし市三好町 地内

### 3 工事概要

みよし市庁舎整備事業計画に基づき、新庁舎新築工事（別途工事）、旧庁舎解体工事（別途工事）に引き続き、駐車場等の外構を整備する。

#### (1) 工事内容

- ・障がい者用駐車場、駐輪場新築工事 一式  
鉄骨造平屋建上屋新築工事  
身体障がい者用駐車場3台 来客用駐輪場26台
- ・キャノピー工事 一式  
鉄骨造平屋建上屋増設  
既設キャノピー延長工事
- ・排水工事 一式  
雨水排水工事  
U字溝、暗渠、雨水桝、地下式雨水貯留槽
- ・舗装工事 一式  
駐車場及び車路、保水性舗装、緑化駐車場  
歩道、インターロッキング舗装
- ・囲障工事 一式  
コンクリート擁壁  
歩車道境界ブロック等
- ・植栽工事 一式

- 造園工事、低木密植、生垣等
- ・雑工作物工事 一式
- 歩行者用通路階段、サイン等

(2) 請負者

大日本土木株式会社 名古屋支店

【第1回目で落札】

「一般競争入札（2者参加）希望予定価格事前公表」

【希望予定価格の76.73%】

(3) 設計業務受注者

設 計：NTT ファシリティーズ東海支店

(4) 工事費

希望予定価格（税込） 128,493,750 円

請 負 金 額（税込） 98,595,000 円（うち消費税及び地方消費税 4,695,000 円）

(5) 工事期間

平成24年8月9日から平成25年3月22日

(6) 進捗状況（平成24年11月30日現在）

計画出来高 24.2% 実施出来高 22.0%

【計画より2.2%遅い】

(7) 工事監督員

都市建設部都市計画課建築営繕室

総括監督員

宇 野

勉

専任・主任監督員

小 嶋

誠

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 契約保証について

地方自治法、金銭的保証制度として契約保証制度の活用が図れている。

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款どおりであり適正である。

39,430,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(2) 入札状況について

2者参加の一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱試行要領」にそって施行されていた。

また、「みよし市希望予定価格実施要領（試行）」を定め、希望予定価格を事前公表していた。

【建築一式工事】



公告日：平成 24 年 7 月 12 日

入札日：平成 24 年 8 月 3 日

(3) 契約関係の書類

工事請負契約書は、『みよし市工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・施工体系図・下請負人届と共に整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

(6) 監督員通知

発注者は、請負者に監督員を書面により通知して適正であった。

【建設業法 19 条第 2 項の 2】

4-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算に関する書類

ア) 数量算出について

設計内訳書の数量算出は「公共建築工事積算基準」に準拠して作成されていた。

イ) 設計単価について

設計単価については、「公共建築工事積算基準による歩掛りの単価」と愛知県「営繕積算単価表」市販の「建設物価」「建築コスト情報」「建築施工単価」及び「業者見積」などにより積算されていた。

また、上記市販刊行物によらない場合の単価については、原則として 3 者以上の見積りを徴し、見積価格比較を行い、徴収最低価格に掛け率を設定し、みよし市採用単価とし適正に算出していた。

【積算参考図書】

営繕積算単価表 平成 23 年版 愛知県

建設物価 2012 年 4 月 (財) 建設物価調査会

建築コスト情報 2012 年 4 月 (財) 建設物価調査会

建築施工単価 2012 年 4 月 (財) 経済調査会

(2) 設計内訳書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

設計内訳書表紙等に積算に引用された刊行物等（建設物価、建築コスト情報等）の適用年月を記載すること。

### (3) 計画及び設計に関する書類

ア) 建築工事の計画通知関係書類、施工現場の建築工事等について、適正に計画実施されていた。

#### イ) 設計

NTT ファシリティーズ東海支店にて、配置に留意し、適切な外構設計を行っていた。本工事は、新庁舎新築工事（別途工事）、旧庁舎解体工事（別途工事）に引き続き、駐車場等の外構を整備し、全体計画のもと適切な設計であった。

#### 【設計図書・特記仕様書】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書建築工事編、（最新版）』、『公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編、電気設備工事編（最新版）』を使用した適正な設計であった。

#### 【実施設計に使用した基準、指針】

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版 国交省大臣官房官庁営繕部監修  
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国交省大臣官房官庁営繕部監修  
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国交省大臣官房官庁営繕部監修  
建築物解体工事共通仕様書 平成18年版 国交省大臣官房官庁営繕部監修

### 4-3 施工に関する書類

#### (1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

#### (2) 工程表

契約時及び施工計画には実施工程表が提出され整備されていた。  
毎月の出来高数値と出来高工程表は作成されていた。

#### (3) 施工計画書

施工計画書は、適正に作成され、管理状況は良好であった。

設計書とリンクし、写真管理、出来形管理、工程内管理と的確な記述内容の指導がなされていた。適正な施工計画であった。

建築工事は、工種別に施工計画が提出されるため、本工事で提出させる施工計画リストを事前に作成させ、施工の進捗管理することが望まれる。

#### (4) 工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

#### (5) 施工体系図・施工体制台帳など

施工体系図及び施工体制台帳は、発注者に提出され、適正に整備・保管されていた。

(6) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督員に提出させ、適切に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させていた。

工事に使用する材料等、当初に材料承認を得るリストを提出させ、既提出分と未提出分をチェックできる管理手順が望まれる。

(7) 変更書類

- ・ 工作物基礎砕石、舗装路盤砕石を支給品に変更
- ・ 造成高さの変更及びこれに伴う擁壁高さの変更
- ・ 雨水排水ルートの変更
- ・ 植栽計画の変更
- ・ 国旗掲揚塔追加及び市役所看板移設追加
- ・ 照明器具形状及び数量変更

上記、打ち合せ協議が提出され、監督員確認段階であった。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されているとのこと。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導を行っているとのこと。

サンプリング監査のため、細部まで確認できなかったが、適正に管理指導しているとのことである。

現場の廃棄物置き場は、一時的な保管場所である。保管基準に従い適正に管理することが求められ、保管施設としての掲示板（60cm×60cm）を表示すること。

**【産業廃棄物の保管施設ガイドライン 平成13年4月16日改正】**

4-5 安全管理に関する書類と施工

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

(3) 貯留槽底版への昇降設備（ビティ―昇降）を設置し、良好であるが、昇降設備までのアプローチを明確に囲うこと。

（掘削法肩から貯留槽底版までの高さが2 m以上ある）

**【労働安全衛生規則第 519 条】**

#### 4-6 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 現場は、市庁舎の利用形態を考慮し狭小な敷地内の限られたスペースを工夫して工事を行っていた。材料移動が余儀なくされる中上手く管理していた。
- (3) 施工済の擁壁コンクリート面の見映えは、良好であった。また、現在施工占有範囲が狭い中、材料置場等工夫がみられ適切な管理状況であった。
- (4) 仮置き土砂山上のバックホウ停止位置が、安定性が悪く見えるため水平盤で停止させること。

#### 5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

工事施工段階及び竣工後に提出される書類は、工事に関して必要な処理を迅速・的確に指示した記録書類である。問題発生した場合の原因究明の貴重な資料であり検索可能であることが重要である。竣工後、検索可能な状態を意識して、一覧表を整備し、追跡可能な状態の保存として頂きたい。

監査日に於いては、全般的に設計どおりに的確に施工されており、施工管理（工程内検査、段階検査）、工事管理状況は、適正であった。竣工まで特に第三者に災害なきよう指導徹底をお願いします。

以上

文書中の

|                                |
|--------------------------------|
| _____部分は、指導事項<br>.....部分は、提案事項 |
|--------------------------------|

## 街路新設改良工事（3・5・218蜂ヶ池線）

### 1 工事内容説明者

#### 調査出席者

|       |       |      |    |     |
|-------|-------|------|----|-----|
| 都市建設部 | 部長    | 深田   | 宏治 |     |
| 〃     | 都市整備課 | 課長   | 廣戸 | 伸行  |
| 〃     | 〃     | 副主任  | 渡辺 | 輝久矢 |
| 〃     | 〃     | 主任主査 | 黒川 | 実   |

#### 契約検査担当

|     |     |       |     |    |    |
|-----|-----|-------|-----|----|----|
| 総務部 | 総務課 | 契約検査室 | 室長  | 原田 | 清明 |
|     |     |       | 副主任 | 柴田 | 浩  |

#### 設計

玉野総合コンサルタント株式会社

#### 設計主任者

武井 泰彦

#### 請負者

大下建設有限会社

現場代理人

大下 輝男

主任技術者

大下 秀男

### 2 工事場所 : みよし市三好町 地内

### 3 工事概要

当街路は、県道三好杵掛線から県道豊田知立線を跨ぎ国道153号線と結ぶ本市の中心部を貫く地区幹線道路である。

周辺では、高等学校が近接しており、また区画整理事業が既に完了し良好な居住空間が確保されている。

現在は、その住宅地域と郊外型の駐車場を有する飲食店・スーパーへ結ぶ道路及び高校生が通学する道路の幅員が狭く住宅も密集している。

学生等を含む歩行者や通行車両の危険性が非常に高くなっており、安全な通行を確保するとともに拠点を結ぶ所要時間の短縮のため、本街路を早急に整備している。

#### 【事業計画概要】

事業名：都市計画事業（街路新設改良）

全体計画：延長：1,450m

幅員：12～20.0m

車線数：2車線

#### (1) 工事内容

工事延長 L=100.0m（三好上地区）

都市型側溝工（φ300） L=91.9m

暗渠工 (φ300) L = 7.4m  
街渠柵工 N = 1箇所  
L型擁壁工 一式  
歩道舗装工 A = 391 m<sup>2</sup>  
乗入舗装工 A = 91 m<sup>2</sup>

(2) 請負者

大下建設有限会社

【第1回目で落札】

「一般競争入札（4者参加）希望予定価格事前公表 電子入札」

【希望予定価格の97.4%】

(3) 設計業務受注者

設計：玉野総合コンサルタント株式会社

設計主任者

武井 泰彦

(4) 工事費

希望予定価格（税込） 9,861,600円

請負金額（税込） 9,607,500円（うち消費税及び地方消費税457,500円）

(5) 工事期間

建築工事

平成24年11月16日～平成25年3月15日

(6) 進捗状況（平成24年12月末日現在）

建築工事

計画出来高 7% 実施出来高 7%

【計画どおり】

(7) 工事監督員

都市建設部都市整備課

総括監督員

渡辺 輝久矢

専任・主任監督員

黒川 実

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 契約保証について

金銭的保証制度として、契約保証制度の活用が図れている。

【現金納付 契約金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款通りであり適正である。

3,840,000円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は4者参加の一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱試行要領」にそって施行されていた。入札は、「みよし市電子入札実施要領」に従い執行し、適正な施行であった。

また、「みよし市希望予定価格実施要領（試行）」を定め、希望予定価格を事前公表していた。 【土木一式工事】

(3) 契約関係の書類

工事請負契約書は、『みよし市工事請負契約約款』に基づき、適正に作成されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・施工体系図・下請負人届と共に整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

(6) 監督員通知

発注者は、請負者に監督員を書面により通知していて適正であった。

【建設業法19条の2第2項】

4-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算に関する書類

積算は、愛知県建設部発行の『積算基準及び歩掛表（その1，2）』に基づき、愛知県の「設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」、「業者見積」を基に積算システムを導入し、適正に算出されていた。

(2) 設計内訳書

提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(3) 設計に関する書類

玉野総合コンサルタント株式会社にて、全体設計を行っていた。

内容的に問題ないが、現場整合及び取合いを現場で再度検討整備されること  
が望ましい。

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

ア) 労働基準監督署への一括有期事業開始届が確認できなかった。

労働保険一括有期事業開始届の労働基準監督署提出控えを提出させることが望まれる。

※ 【労働保険一括有期事業開始届（建設事業）】

有期事業が、次のすべての条件に該当したときは、法律上当然に一括され（有期事業の一括という）、全体が一つの事業とみなされ、一括有期事業として、継続事業と同様に取り扱われる。

①事業主が同一人であること。

②それぞれの事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であること。

③それぞれの一つの事業が規模的に、概算保険料の額が160万円未満であり、かつ、建設の事業では請負金額が1億9,000万円未満、立木の伐採の事業では素材の見込生産量が1,000m<sup>3</sup>未満であること。

一括される有期事業は、事業開始の度に個々の手続きは必要でないが、毎月10日までに、前月中に開始されたそれぞれの事業について事業所を管轄する労働基準監督署に報告する必要がある。

当然、元請け工事に限る。下請け工事は記入する必要はない。

この報告書を「一括有期事業開始届」（様式第3号（第6条関係））という。

労災が発生した際にこの届が提出されていないと何かと支障をきたすので、忘れずに届けておきたい書類だが、保険関係成立時に説明を受けていない場合や、受けていても忘れてしまっている、もしくは聞いたこともないといった事業者をよく見かけるので、「一括有期事業開始届」をきっちりと届出しておくことによって、年度更新時の「一括有期事業報告書」への記載がかなり楽になり、労災発生時にもスムーズに支給申請することができる。

(2) 工程表

契約時及び施工計画には実施工程表が提出され整備されていた。

毎月の出来高数値と出来高工程表は作成され、適正であった。

(3) 施工計画書

施工計画書については、愛知県土木工事標準仕様書どおり、適正に作成させていた。また、監督員の確認チェックがあり読合わせ管理がなされていた。

(4) 工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(5) 施工体系図など

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

本工事は、下請負金額合計が3000万円以下の工事であったが、業者教育を考え施工体制台帳を義務付け、望ましい業者指導を行っていた。



(6) 工事材料関係の書類

使用資材製品届などは請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

(7) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されているとのこと。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導を行っているとのこと。

サンプリング監査のため、細部まで確認できなかったが、適正に管理指導しているとのことである。

4-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

4-6 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 擁壁前面と隣地境界とのすき間埋め戻しを確実にを行うこと。また、水抜きをふさがないこと。

(3) 工事北側の自動車販売店の境界ブロックから地肌が露出しているため、土砂流出しない適切な措置を講じること。

(4) 歩道縦断勾配と擁壁天端（2次製品のため階段状）の取合いを工夫されることが望まれる。

## 5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

書類関係は、大変よく整理整頓されていた。

現場は、路線延長は短いが、近隣配慮など良好なコミュニケーション及び行き届いた安全配慮を行っており、適正であった。

工事は、全般的に設計どおりに的確に施工されており、施工管理（工程内検査、段階検査）、工事監理状況は、適正であった。

以上

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、指導事項  
.....部分は、提案事項